

3月1日（月）からの使用のお知らせ

この間、大阪府にも発出されていましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和3年2月28日をもって解除され、3月1日以降、催し物の開催要件も段階的に緩和されることになりました。

これまでは、催し物開催時間を20時までに短縮するよう、また、収容定員の半分以下とするよう協力を要請しておりましたが、3月1日以降は（3月21日までの間）、通常どおり21時30分まで使用いただけるようにするとともに、大声での歓声・声援等がない催し物では、感染予防対策の徹底を前提として、収容定員までの人数でのご利用をできるようにしています。

なお、3月21日（日）以降の取り扱いは改めてお知らせします。

【3月1日（月）から3月21日（日）まで】

- 通常どおり、9時30分から21時30分までご使用いただけます
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは定員100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定されるものは定員50%以内

各部屋の定員等の詳細につきましては、阿倍野区民センターHP内、もしくは、お電話にて問い合わせいただきますようお願いいたします。

- ・利用に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底が前提であり、利用申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。
- ・3月1日から3月7日までの利用については、現時点で予約が入っていない諸室に限り、使用を取りやめていただいた方の利用を優先とさせていただきます。
- ・今後、3月7日までの利用について、キャンセル等を申し出された場合は、還付の取扱いは従来どおりとなりますので、ご注意ください。
- ・また、昨年7月15日から実施している「新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免措置」（5割免除）は、3月中は継続されますが、3月末で終了予定となっております。
- ・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）

市民の皆様には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。